

D 2 - 4 2
5 年 保 存 (常)
(令和12年12月31日まで)
F N . D 2 - 3 - 0
鹿 交 指 第 4 8 号
令 和 7 年 5 月 1 9 日

各 部 長
各参事官 殿
各所属長

本	部	長
担 当	指 導 係	TEL XXXXXXXXXX

交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進について（通達）

本県における交通指導取締りについては、これまで、「交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進について（通達）」（令和2年12月7日付け鹿交指第139号。以下「旧通達」という。）に基づいて実施し、昨年は第11次鹿児島県交通安全計画に掲げられた交通事故死者数抑止目標を達成することができなかったものの、一定の成果を上げてきたところである。

交通事故死者数を更に一層減少させるためには、PDCAサイクルに基づく交通指導取締りの管理をより効果的に行うことが重要であるため、各所属にあっては、引き続き、下記の実施の着実な推進に努められたい。

なお、本通達は令和7年5月19日から施行し、旧通達は令和7年5月18日限り廃止する。

記

第1 PDCAサイクルに基づく交通指導取締りの基本的考え方

交通死亡事故及び重傷事故（以下「死亡事故等」という。）の抑止を最大の目的として、交通指導取締り（以下「取締り」という。）が有する交通事故抑止効果及び交通事故発生時の被害軽減効果を最大限に発揮させるため、取締り全般を、

- 交通事故実態の分析等に基づく取締り方針の策定
- 取締りの実行
- 取締りの効果検証
- 検証結果の取締り方針への反映

といったPDCAサイクルに基づいて管理することとする。

管理の単位は、警察署及び高速道路交通警察隊（以下「警察署等」という。）ごととし、警察署等は、PDCAサイクルの各段階において、組織的な検討及び意思決定を行うとともに、そこで決定された取締り方針に従って具体的な取締り計画を策定し、実施することとする。

交通指導課は、警察署等に適切な指導助言を行うとともに、複数の警察署等間

の連携、交通機動隊と警察署等の連携につき所要の調整を行い、一元的に管理することとする。

警察署等でのP D C Aサイクル各段階における検討及び意思決定並びに交通指導課による警察署等への指導助言及び複数の警察署等間の連携に当たっては、いずれも過去の検討経緯、意思決定過程・理由等の把握が不可欠であることから、警察署等はP D C Aサイクルの各段階における検討、意思決定等の状況を交通指導取締り管理簿（以下「管理簿」という。）に記載することとし、交通指導課はこれを集約することとする。

第2 取締りの管理

1 P D C Aサイクルによる管理

(1) 交通事故実態の分析等に基づく取締り方針の策定（Plan）

死亡事故等の発生場所、時間帯、原因となった違反等の分析結果のほか、地域住民からの意見要望や、通学路等における安全確保を勘案した上で、署長自らが検討に参画し、取締り方針を策定すること。この取締り方針には、白バイやパトカーによるレッドラン等の警戒活動、取締り計画のウェブサイトによる公表等も含むものとし、取締りのみに限定するものではないことに留意すること。

また、死亡事故等の発生が少なく、有意な分析が困難な場合に、軽傷事故や物件事故も分析対象とする際は、事故態様や違反等から、死亡事故等に発展する可能性があった事案を選別するなど、真に死亡事故等の抑止に資する分析とするほか、管内の交通実態を踏まえ、次のような態様の取締り方針を参考として策定すること。

ア 悪質・危険運転者対策

飲酒運転、無免許運転、妨害運転等、悪質かつ危険な運転行為を伴う交通事故は、死亡事故等に発展する可能性が高いことから、管内における検挙状況、意見要望等を分析の上、死亡事故等の抑止に向けた先行的な取締りを実施して危険運転者の早期排除を方針とする。

イ 「ゾーン30」・「ゾーン30プラス」対策

各署が設定した「ゾーン30」・「ゾーン30プラス」内における交通事故発生状況、実勢速度、交通総量等を分析し、高齢歩行者、通学児童等の安全確保に資する実勢速度の低下を目標とする速度違反取締りを方針とする。

ウ 横断歩行者保護対策

歩行者が横断中の事故発生実態に着目し、横断歩行者妨害等の違反や歩行者の信号無視等の違法行為による影響を分析の上、歩行者が横断中の事故が多発している路線における歩行者被害事故の減少を目標とした横断歩行者妨害等の取締りや違法行為を行う歩行者への指導等を方針とする。

エ 交差点安全対策

交差点における出会い頭事故、左折巻き込み及び右直事故については、二輪車が関連した場合、死亡事故等に発展するおそれが高いことから、同種事故の抑止を目的として、交差点関連事故抑止に向けた信号無視、一時

不停止等の取締りを方針とする。

オ 重点路線対策

自署管内では死亡事故等は発生していないものの、他署管内では死亡事故等が発生している国道や主要地方道等、複数署を跨ぐ路線における死亡事故等の抑止対策として、速度違反取締りを方針とする。

なお、この場合は隣接警察署等による意思統一の下、効果的な取締り方針を策定すること。

カ 被害軽減対策

管内における死亡事故等に占める座席ベルトの非着用率や路線・地域別の座席ベルト着用率等を分析した上で、重点とする路線又は地域を選定し、被害軽減を目的とした座席ベルト装着義務違反取締りを方針とする。

また、運転席及び助手席の同違反取締りのみならず、後部座席の非着用者を看過せず、積極的な指導助言を行うこと。

キ 違法駐車対策

都市部における違法駐車の状態化により、見通しの遮断や交通流の円滑化が阻害され、死亡事故等が発生し、又は発生が懸念される場合において、見通しの確保及び円滑化を目的として放置駐車違反取締りを実施すること。この場合において、鹿児島市内にあっては放置車両確認事務委託事業者との連携及びガイドラインの見直しを検討すること。

ク 自転車利用者対策

自転車の通行が多い都市部において、自転車関連事故の発生状況を分析し、自転車関連事故の抑止を目的として、重点とする路線又は地域を選定した上、自転車に対する取締りを方針とする。

なお、取締りと並行し、ヘルメット着用等の自転車の運転者等の遵守事項（道路交通法第63条の11）を促進し、被害軽減対策も講ずること。

ケ 高速道路及び自動車専用道路における取締り管理

高速道路及び自動車専用道路（以下「高速道路等」という。）においては、道路の閉鎖性、他県を縦横断する広域性等の特殊性を考慮した取締りを推進する必要があるため、隣接する県警察と連携した上、取締り管理を策定すること。

(2) 取締り方針に従った実行（Do）

策定した取締り方針に基づき、日単位、週単位及び月単位で具体的な取締り計画を策定の上、効果的な取締りを実施すること。

なお、実施結果については検証の基礎データとなることから、確実に記録しておくこと。

(3) 取締りの効果検証（Check）

死亡事故等の発生件数や地域住民の反響等のほか、レッドラン等の警戒活動を含む取締りの手段、違反種別、場所、時間帯等が適切であったかなどを検証し、必要な改善方策を策定すること。

死亡事故等の発生が少なく、有意な分析ができないため、事故態様や発生

場所等に着目した取締り方針を定めた警察署等においては、着目した交通事故・違反形態の発生件数、着目した場所での交通事故発生件数や住民の反響等を指標として、同様に検証し、改善方策を策定すること。

(4) 検証結果の次期取締り方針への反映 (Act)

(3)における検証結果及び改善方策を次期取締り方針に十分反映させ、真に死亡事故等の抑止に機能する取締りを実施すること。ただし、都市開発や新設道路の建設など、交通環境等が変化した場合は、その都度、方針変更を検討して実情に応じた取締りを実施すること。

2 取締り管理の実効性を高めるための留意事項

(1) 取締り管理の周期

おおむね6か月をPDCAサイクルによる取締り管理の1つの周期とするが、交通環境の著しい変化などにより、取締り管理の変更を要する場合は、その都度検討すること。

(2) 交通指導課の役割

ア 交通指導課は、警察署等の管理簿を集約した上で交通事故実態及び取締りの実施結果の分析について警察署等を支援するとともに、交通指導課が策定した取締り方針と警察署等の取締り方針との間に齟齬が生じていないか、また、警察署等が策定した取締り計画がその計画どおりに履行されているかという観点から、PDCAサイクルの各段階において、交通指導課が警察署等の取締り管理に積極的に関与し、組織的な管理機能の強化を図ることとする。

なお、取締り計画の策定及び実施に当たり、重点路線対策など、隣接警察署等や交通機動隊の連携が必要な場合で、交通指導課において特段の指導助言又は所要の調整を要する場合は、速やかに交通指導課に報告すること。

イ 指導教養の実施

交通指導課は、警察署の交通課長、地域交通課長、地域課長又は高速道路交通警察隊副隊長（以下「交通課長等」という。）に対し、取締り方針や取締り計画とかい離した無秩序な取締りが行われることのないよう、指導教養を実施することとする。

(3) 適切な警察力の配分

取締りの必要性が高いと判断された場所、時間帯に多くの警察力を投入するなど、適切な警察力の配分について検討すること。

また、速度取締りにおいては、可搬式速度違反自動取締装置の運用を図るなど、少ない警察力でより効果が上がる手法について検討すること。

(4) 取締り方法の点検・見直し等

ア カメラ映像等の活用

取締り状況を撮影したドライブレコーダーやウェアラブルカメラ等の映像（以下「カメラ映像等」という。）は、個々の警察官の取締り方法、取締り場所等の把握に有効であることから、交通課長等は、定期又は不定期

にカメラ映像等を確認し、業務管理に生かすこと。

イ GISの更なる活用

取締りの効果検証には、GISに取締り情報を連携させることにより分析効果を高めるとともに、取締りの重点としていないにもかかわらず、取締り件数が不自然に多い場所には、定点取締りが常態化し、取締り自体が目的化している可能性があることから、取締りを行う場所・時間帯のほか、取締りの対象とする違反種別について、GISや管理簿を活用した取締りの点検・見直しを行うこと。

なお、取締りや認知事件において交通切符等を作成した際は、交通事故管理システムにより、確実に必要な違反情報を登録すること。

(5) 取締り要望等の把握

取締りに当たる警察官は、各種の警察活動を通じ、取締り要望、交通環境の変化及び取締りの反響に関する情報の収集に努めること。

地域住民から寄せられる取締りに関する相談・要望等については、その内容について十分に吟味・検討した上で、真に必要性を認め、かつ、死亡事故等の抑止に不可欠であると判断した場合は、取締り管理に反映させること。

なお、民意は情勢等により常に変化することを踏まえ、取締りに関する反響等については、次期取締り管理策定時の判断材料として蓄積しておくこと。

3 管理簿の作成要領等

警察署等において策定した取締り管理については、別記第1号様式「交通指導取締り管理簿」にその経緯を記載して保管するものとし、具体的な作成要領については次のとおりである。

作成した管理簿は3年保存文書とする。

- (1) 各期の始期は毎年1月及び7月、終期をそれぞれ6月及び12月として1年間を上半期と下半期に区分する。

始期前月までに、

- 死亡事故等の発生状況
- 死亡事故等の抑止に必要な対策・施策
- 死亡事故等の抑止に資する各種違反の取締り方針

について総合的な検討をし、管理簿を作成すること。

- (2) 終期に実施結果及び効果検証を記載すること。

期間中の取締り推進状況、取締りに対する反響、その効果等については、次期取締り方針等の策定に反映させることから、確実に記録しておくこと。

特に効果検証については、

- 真に死亡事故等の抑止に効果があったか
- 地域住民や地域警察部門からの意見要望等はないか

など、具体的かつ客観的に記録すること。

第3 取締りの実施

1 具体的な取締計画の策定

警察署等は、PDCAサイクルに基づき策定された取締り方針に従って、日

単位、週単位及び月単位で具体的な取締り計画を策定し、真に死亡事故等の抑止に資する取締りを推進すること。

また、取締り計画の策定に当たっては、取締り又は警戒活動等の手段、場所、違反種別、時間帯、体制のほか、必要に応じ、隣接警察署等又は交通機動隊との連携、受傷事故防止対策等について記載すること。

さらに、次の点に留意すること。

(1) 取締りの基本

取締りは、取締り自体が目的ではなく、交通の秩序を維持し、交通の安全と円滑を確保することを目的としていることから、県民に警察官やパトカー等の姿を見せて、目に見える形で行うことを基本とする。

また、単独での取締りは、個人の経験則や推認による交通違反の認定を生じさせやすく、取締りの客観的な効果検証に支障を来すおそれがあるため、複数人による取締りを基本とすること。ただし、取締りの目的を果たすために、姿を見せずに行う取締りや白バイ等の単独での取締りを行う場合は、その必要性、実効性及び有効性を組織的に検討して、適切に実施すること。

(2) 交通指導課との連携

交通指導課は、警察署等が策定した取締り計画を確認し、交通機動隊の投入、同一路線を管轄する隣接警察署間における一斉取締りの指示など、警察署等が取締りを実施するに当たり、調整を行うこととする。

(3) 交通機動隊による取締り

交通機動隊は、同隊の取締り計画の策定に当たり、警察署等の管理簿に記載された取締り方針を十分に踏まえるとともに、当該警察署等の策定する取締り計画との有機的連携に配慮すること。あわせて、交通事故実態を踏まえ、交通機動隊の特徴である警察署等の管轄区域を越えた広域的な取締りや白バイ等の集中投入による重点的な取締り等を適切に取締り計画に盛り込むこと。

また、交通機動隊の取締り結果については、警察署等が行う取締りの検証に必要となることから、取締り結果を管轄警察署等に通知すること。

(4) 高速道路交通警察隊の取締り

高速道路交通警察隊は、取締り対象が高速度の車両であることに鑑み、死亡事故等の発生状況のみならず、軽傷事故や物件事故の発生状況も踏まえ、あらゆる形態の事故抑止に資する取締り計画を策定するほか、妨害運転の一形態と捉えられている車間距離不保持違反の取締りを推進し、被害軽減に資するためのシートベルト装着義務違反の取締りについても推進すること。

また、道路管理者等と連携し、高速道路のサービスエリア等における街頭キャンペーンの実施やポスターの掲示及びリーフレットの配布、各種広報媒体の活用等により、運転者の立場に立った分かりやすい交通安全教育・広報啓発活動についても併せて推進すること。

(5) 地域警察部門との連携

各署における取締りの方針策定及び実施に当たっては、地域警察部門との連携が不可欠であることから、地域警察部門に対し、取締りの基本的考え方

及び取締りの方針の策定経緯について十分に説明した上で、管轄区域内において取締りの必要性が高いと判断される場所、違反種別、時間帯等を具体的に説明すること。その上で、地域警察部門活動状況の把握に努め、取締りをしやすい場所を選定して漫然と取締りを行うなどの実態があれば、速やかに是正すること。

地域警察部門においては、各種街頭活動を通じて入手した取締りに関する地域住民からの要望（反応）、管轄区域における道路交通環境の変化等の情報を交通課に共有するとともに、各署の取締り方針及び取締り計画の策定過程における検討に積極的に参画し、同計画に基づき取締りを実施すること。

(6) 自転車に対する取締り

自転車の交通事故の実態を踏まえ、違反行為に対して指導警告を的確に行うとともに、悪質・危険な行為については検挙措置を講ずること。

(7) 歩行者の法令違反に対する対応

歩行者の交通事故の実態を踏まえ、歩行者の法令違反や交通の危険を生じさせる行為を減少させる観点から、制服警察官による注意や声掛けを励行することなどを取締り方針に盛り込み実施すること。

(8) 警戒活動等の実施

赤色灯を点灯させた白バイやパトカーによる警戒活動や警笛等を活用して運転者や歩行者に注意喚起する街頭活動を効果的に行うこと。

(9) 速度違反取締り

おおむね6か月ごとに、所属長を交えて検討を行い、取締り場所等の見直しを行うこと。

2 悪質・危険運転者に対する取締りの徹底

飲酒運転、無免許運転及び妨害運転については、死亡事故等に発展する危険性のほか、常習性や反復性が極めて高く、良好な交通秩序の維持を阻害することから、早期にこれら運転者を排除する取締りを展開するため、

- 飲酒運転や無免許運転の検挙事例の分析
- 行政処分データの有効活用
- 妨害運転に関する相談等の分析

などのほか、地域課との緊密な連携により悪質・危険運転者を把握するなど、あらゆる視点から先行的かつ多角的な取締りを推進し、悪質・危険運転者の早期排除に努めること。

また、これらの違反は複数所属を跨ぐ場合も多く、組織的な取締りの推進や違反情報の共有が不可欠であることから、隣接警察署等や交通機動隊と情報の共有を図り、組織的な取締りを推進すること。

3 取締りに関する県民の理解の醸成

(1) P D C Aサイクルに基づく取締りに関する積極的な周知等

交通事故実態等の分析に基づき、重点交差点や路線等を選定し、取締り計画に沿って組織的に取締りを推進していることや、取締りの結果生じた交通事故実態の変化、交通流の円滑化、実勢速度の抑制、放置駐車車両台数の変

化等、更にその結果を踏まえた今後の取締りの方針等について県民に説明し、P D C Aサイクルに基づく取締りの趣旨や目的が伝わるよう努めること。

(2) 取締り現場における説明

取締りに際しては、従事する勤務員に対し、自所属の取締り方針等を理解させるとともに、必要に応じ、違反者に対して当該交通違反を取り締まる必要性等に係る説明が適切になされるよう、指導教養を徹底すること。

(3) 各種メディアを活用した効果的な広報

テレビ局等の各種メディアによる取締り活動に関する取材においては、取締り現場における取材のほか、取締り計画を策定する過程において交通事故分析等が行われている場面等を盛り込むなど、P D C Aサイクルに基づく取締りの趣旨や目的が、県民に伝わる内容となるよう努めること。

4 取締りに対する評価

取締りに対する評価は、単に取締り件数の多寡によって行うべきものではなく、P D C Aサイクルに基づく取締り管理の下、真に交通事故抑止に資するものになっているかという観点から行うべきであることから、実施した取締り内容はもとより、街頭監視をはじめとした交通街頭活動等の潜在実績についても、警察署等において評価すること。

第4 「速度取締り指針」の策定、公表

1 「速度取締り指針」の策定

速度取締り指針については、旧通達に基づき策定・公表していたところであるが、高速道路交通警察隊においても同指針を策定・公表することとし、速度取締りについても、本通達の趣旨を踏まえ、

- 死亡事故等の抑止に資するものであること。
- 地域住民の要望等を反映させること。
- 重点的路線を選定し、複数署が連携すること。
- 必要に応じた効果検証及び見直しを図ること。

について十分考慮した上で、取締り方針等を策定すること。

速度取締り指針の作成時期については、本来、取締り管理とリンクすべき業務であることから、取締り管理と同様に、

- 上半期（毎年1月から6月）
- 下半期（毎年7月から12月）

の指針を策定すること。

2 署協議会における説明及び意見聴取

速度取締り指針は、署協議会における説明及び意見聴取をした上で、必要な修正を経て決定するものであることから、同協議会では、真に死亡事故等の抑止に資する警察活動であることや、分析結果に基づいて効果的かつ効率的に推進していくことを理解させること。

3 速度取締り指針の公表

意見聴取等を経て決定した指針については、署協議会における議事概要も含め、県警察ホームページ等で公表するとともに、報道機関等に対する広報、自

治体広報誌への掲載依頼のほか、各種法令講習や地域施設のミニ広報紙による広報など、あらゆる媒体や機会を通じた情報発信に努めること。

第5 報告等

1 取締り管理関係

警察署等が策定した取締り管理については、次期計画に関して「交通指導取締り管理簿」（別記第1号様式）の「その1」を作成し、今期結果に関しては同様式の「その2」を作成して、それぞれ、

○ 上半期：7月15日まで

○ 下半期：1月15日まで

に、交通指導課指導係（メール：指導係）を経て、本職にメール報告すること。

2 速度取締り指針関係

速度取締り指針については、策定期間は取締り管理と同一であるが、警察署においては署協議会での説明及び意見聴取を要することから、取締り管理の報告期限直近の署協議会を経て、速やかに報告すること。

また、高速道路交通警察隊においては、高速道路等における交通事故分析結果等を踏まえた速度取締り管理の考え方を内容とする速度取締り指針を作成すること。

なお、速度取締り指針については、様式を示さないことから、各署において作成すること。

3 P D C Aサイクルに係る管理状況の報告

警察署等は、P D C Aサイクルに係る管理状況について別記第2号様式を作成し、

○ 上半期：6月10日まで

○ 下半期：12月10日まで

に、交通指導課指導係（メール：指導係）を経て、本職に報告すること。

別記

第1号様式(第2の3関係)

その1

決	署 長	副署長	地域交通官	課 長	課長代理
裁					

年

月

日

警 察 署

交通指導取締り管理簿

年

半期 取締り実施計画

1 交通事故発生状況 (年 月 日現在)

【本年の交通死亡事故の特徴】

	発生件数	死者数	傷者数	物件事故
本年				
前年				
増減	0	0	0	0

○
○
○
○
○:
:
:
:
:

【本年の交通事故の顕著な特徴】

○ 路線別 :

○ 地区別 :

○ 時間帯 :

○ 違反別 :

2 悪質・危険違反等の実態

○ 飲酒運転の実態 :

○ 無免許運転の実態 :

○ 「あおり運転」の実態 :

3 事故抑止に資する取締り方針

☐ 悪質・危険運転者対策 :☐ 「ゾーン30」対策 :☐ 横断歩行者保護対策 :☐ 交差点安全対策 :☐ 重点路線対策 :☐ 被害軽減対策 :☐ 違法駐車対策 :☐ 自転車対策 :

4 今期の交通指導取締り重点

☐ 悪質・危険違反 :☐ 速度超過違反 :☐ 通行禁止違反 :☐ 横断歩行者妨害違反 :☐ 交差点関連違反 :☐ 座席ベルト非装着違反 :☐ 放置駐車違反 :☐ 自転車の違反 :☐ 歩行者の違反 :☐ その他の違反 :☐ 警戒活動等 :

決 裁	署 長	副署長	地域交通官	課 長	課長代理

年 月 日
警 察 署

交通指導取締り管理簿

年 半期 取締実施結果																
1 交通事故発生状況 (年 月 日現在) 【期間中の交通死亡事故の特徴】																
	発生件数	死者数	傷者数	物件事故	○											
本年					○											
前年					○											
増減	0	0	0	0	○											
【期間中の交通事故の増減等】																
○ 路線別 :																
○ 地区別 :																
○ 時間帯 :																
○ 違反別 :																
2 効果検証																
(1) 事故態様分析																
	正面衝突		出会い頭		右折直進		左折巻き込み		追突		歩行者関連		自転車関連		自損	
	人身	物件	人身	物件	人身	物件	人身	物件	人身	物件	人身	物件	人身	物件	人身	物件
今期																
前期																
増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 原因・違反分析(違反が事故原因でないものも含む。)																
	飲酒・無免許		速度超過		横断歩行者妨害		信号無視		一時不停止		通行区分等		携帯電話使用		座席ベルト	
	人身	物件	人身	物件	人身	物件	人身	物件	人身	物件	人身	物件	人身	物件	人身	物件
今期																
前期																
増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(3) 取締り推進状況(警告は歩行者・自転車に対するもの。)																
	飲酒・無免許	速度超過	横断歩行者妨害	信号無視	一時不停止	通行区分等	携帯電話使用	座席ベルト	放置駐車	警告						
今期																
前期																
増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
【取締りの効果等】																
☐ 悪質・危険運転者対策 :																
☐ 「ゾーン30」対策 :																
☐ 横断歩行者保護対策 :																
☐ 交差点安全対策 :																
☐ 重点路線対策 :																
☐ 被害軽減対策 :																
☐ 違法駐車対策 :																
☐ 自転車対策 :																
3 検証結果を踏まえた次期方針の修正案(追加のみ)																
(1)																
(2)																
(3)																

別記
第1号様式(第2の3関係)

その1

決	署 長	副署長	地域交通官	課 長	課長代理
裁					

令和 6 年 7 月 15 日
〇〇〇 警 察 署

交通指導取締り管理簿

令和 6 年 下 半期 取締り実施計画

1 交通事故発生状況 (令和 6 年 6 月 30 日現在)

	発生件数	死者数	傷者数	物件事故
本年	39	4	56	300
前年	28	2	46	321
増減	11	2	10	-21

【本年の交通死亡事故の特徴】

- 1/5 : 若者の暴走行為を伴う自損事故
- 2/11 : 高齢者の自損事故で高齢運転者及び同乗者が死亡
- 3/17 : 交差点出会い頭事故で第2当が死亡
- 4/20 : 横断歩行中の小学生が被害(運転者を現行犯逮捕)
- 5/19 : 右直事故で直進二輪車の運転者が死亡

【本年の交通事故の顕著な特徴】

- 路線別 : 国道〇号の各交差点において追突事故が多発している。
県道〇〇線で右直事故が多発している。
- 地区別 : 飲食店街の〇〇地区で増加している。
〇〇地区の田園地帯で交差点出会い頭事故が多発している。
- 時間帯 : 朝夕の通勤通学時間帯で多発している。
深夜帯では自損事故が多い。
- 違反別 : 脇見など緊張感の欠如による事故が多発している。
信号無視や一時不停止が多い。

2 悪質・危険違反等の実態

- 飲 酒 運 転 の 実 態 : 市街地周辺における飲酒事故が発生していることから、ミニ検問を強化している。
- 無 免 許 運 転 の 実 態 : 行政処分者の無免許運転通報が多い。
- 「あおり運転」の実態 : 国道など幹線道路における通報及び相談が多い。

3 事故抑止に資する取締り方針

- ☒ 悪質・危険運転者対策 : 市街地から住宅街に通じる路線におけるミニ検問を強化するとともに、行政処分者の視察を強化するほか、地域住民からの情報提供に即応して、悪質運転者等の早期排除に努める。
- ☒ 「ゾーン30」対策 : 〇〇小学校周辺の「ゾーン30」では、時間帯通行禁止規制が形骸化しており、通学児童が危険に晒されていることから、取締りを強化して安全な通学環境を確保する。
- ☒ 横断歩行者保護対策 : 〇〇小学校先のモデル横断歩道については、帰宅時間帯に通行車両が停止しないとの通報が多いことから、同時時間帯における取締りを強化して、歩行者事故の未然防止に努める。
- ☒ 交 差 点 安 全 対 策 : 〇〇交差点は出会い頭事故が多いことから、一時停止違反取締りを強化するほか、〇〇交差点における追突事故抑止のため、街頭監視活動を強化する。
- ☒ 重 点 路 線 対 策 : 県道〇〇線では、正面衝突の死亡事故が発生したことから、隣接の〇〇署と連携した速度超過違反取締りを実施するほか、白バイ等によるレッドランを強化する。
- ☒ 被 害 軽 減 対 策 : 住宅街で非着用が散見されるほか、後部座席着用率が極めて低いことから、市街地周辺における取締り、及び後部座席の着用率向上に資する街頭活動を展開する。
- ☐ 違 法 駐 車 対 策 : 当署管内では違法駐車はほとんど認められない。
- ☐ 自 転 車 対 策 : 地方部であるため、自転車通学生や留学生くらいしか自転車利用がなく、自転車関連の交通事故発生はほとんどない。

4 今期の交通指導取締り重点

- ☒ 悪 質 ・ 危 険 違 反 : ミニ検問による飲酒運転及び無免許運転の取締り
- ☒ 速 度 超 過 違 反 : 県道〇〇線における速度取締り(固定及び車載)
- ☒ 通 行 禁 止 違 反 : 〇〇小学校周辺における通行禁止違反取締り
- ☒ 横断歩行者妨害違反 : モデル横断歩道における横断歩行者妨害の取締り
- ☒ 交 差 点 関 連 違 反 : 〇〇交差点における一時停止違反及び〇〇交差点における信号無視の取締り
- ☒ 座席ベルト非装着違反 : 座席ベルト装着義務及び幼児用補助装置装着義務違反の取締り
- ☐ 放 置 駐 車 違 反 : 違法駐車実態はなし
- ☐ 自 転 車 の 違 反 : 自転車の違反は認められない
- ☒ 歩 行 者 の 違 反 : 歩行者の信号無視が常態化している〇〇交差点における街頭監視活動
- ☒ そ の 他 の 違 反 : 国道〇号における通行帯(バスレーン)違反の取締り
- ☒ 警 戒 活 動 等 : 〇〇交差点及び〇〇小学校周辺における恒常的な街頭監視活動

別記
第1号様式(第2の3関係)

その2

決	署長	副署長	地域交通官	課長	課長代理
裁					

令和 6 年 1 月 15 日
〇〇〇 警察署

交通指導取締り管理簿

令和 5 年 下 半期 取締り実施結果

1 交通事故発生状況 (令和 5 年 12 月 31 日現在)

【期間中の交通死亡事故の特徴】

	発生件数	死者数	傷者数	物件事故
本年	67	4	80	689
前年	76	2	91	712
増減	-9	2	-11	-23

- 7/3 : 自転車利用の小学生の飛び出し事故
- 8/15 : 帰省中の若者による死亡ひき逃げ(危険運転致死及び飲酒)
- 9/21 : 交差点出会い頭事故で第1当が死亡
- 11/4 : 正面衝突で第1当の高齢者が死亡
- 12/30 : 二輪車に大型貨物が追突

【期間中の交通事故の増減等】

- 路線別 : 国道〇号及び県道〇線における交通事故は減少したが、国道〇号における交通事故が増加した。
- 地区別 : 〇〇地区の田園地帯における出会い頭事故が激減した。
- 時間帯 : 朝夕の通勤通学時間帯における発生は横ばいであるが、深夜帯の発生は減少した。
- 違反別 : 安全運転義務違反など、基本的な注意力欠如によるものが大半を占め、信号無視や一時不停止を伴う事故は減少した。

2 効果検証

(1) 事故態様分析

	正面衝突		出会い頭		右折直進		左折巻き込み		追突		歩行者関連		自転車関連		自損	
	人身	物件	人身	物件	人身	物件	人身	物件	人身	物件	人身	物件	人身	物件	人身	物件
今期	5	2	15	25	10	8	6	1	48	99	9	0	11	2	16	21
前期	3	3	19	29	11	8	7	0	60	121	10	0	13	1	14	22
増減	2	-1	-4	-4	-1	0	-1	1	-12	-22	-1	0	-2	1	2	-1

(2) 原因・違反分析(違反が事故原因でないものも含む)

	飲酒・無免許		速度超過		横断歩行者妨害		信号無視		一時不停止		通行区分等		携帯電話使用		座席ベルト	
	人身	物件	人身	物件	人身	物件	人身	物件	人身	物件	人身	物件	人身	物件	人身	物件
今期	2	1	5	8	2	0	6	9	11	15	2	1	5	2	9	2
前期	5	4	3	6	5	0	8	12	13	59	1	1	3	1	5	1
増減	-3	-3	2	2	-3	0	-2	-3	-2	-44	1	0	2	1	4	1

(3) 取締り推進状況(警告は歩行者・自転車に対するもの)

	飲酒・無免許	速度超過	横断歩行者妨害	信号無視	一時不停止	通行区分等	携帯電話使用	座席ベルト	放置駐車	警告
今期	25	251	39	152	245	164	68	59	3	46
前期	14	299	6	105	198	124	178	103	12	21
増減	11	-48	33	47	47	40	-110	-44	-9	25

【取締りの効果等】

- ☑ 悪質・危険運転者対策 : 飲酒運転及び無免許運転の取締りを強化したことにより、関連事故が大幅に減少した。
- ☑ 「ゾーン30」対策 : 学校周辺の通行禁止違反取締りを強化したことにより、通学児童の安全が確保された。
- ☑ 横断歩行者保護対策 : 横断歩行者妨害の取締りを強化したことにより、歩行者関連事故が減少した。
- ☑ 交差点安全対策 : 信号無視及び一時不停止違反の取締りを強化したことにより、出会い頭事故が減少した。
- ☑ 重点路線対策 : 速度超過違反の取締りが低調であったことから、国道〇号における事故が増加した。
- ☑ 被害軽減対策 : 座席ベルト装着義務違反の取締りが低調であったことから、事故当事者に非着用者が占める割合が増加した。
- ☑ 違法駐車対策 : 放置駐車違反の取締りが低調であったことから、違法駐車車両に起因する飛び出し事故等が増加した。
- ☑ 自転車対策 : 街頭監視中における自転車利用者に対する指導警告活動を強化したところ、自転車関連事故が減少した。

3 検証結果を踏まえた次期方針の修正案(追加のみ)

- (1) 放置駐車違反取締りを強化して、良好な交通環境の醸成に努める。
- (2) 国道〇号における速度取締りについて、隣接の〇署と連携して取り組み、同路線における交通事故抑止を図る。
- (3) 被害軽減対策として、座席ベルト装着義務違反の取締りを強化する。

令和 年 半期におけるPDCAサイクルに係る管理状況

所 属	
担 当 者	
警電番号	

1 交通事故抑止の状況	
2 「目に見える形での取締り」 の実施状況	
3 適切な警察力の配分状況	
4 交通警察部門と地域警察 部門との連携状況	
5 その他参考となる事項	

注 必要に応じて枠の大きさの変更や別紙を用いることは差し支えない。